平成２３年（フ）第１２９号
山形県東根市大字羽入1901番地12
債務者　矢口由紀子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
岩手県一関市滝沢字三本木６番地９
債務者　佐藤　枝里
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２３５号
奈良県大和高田市有井78―４、住民票上の住所奈良県橿原市東坊城町123番地の48
債務者　市道　邦寛
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
奈良県葛城市尺土55番地11
債務者　松山　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
奈良県橿原市今井町２丁目11番39号ハイツグローバル21―203号
債務者　小田美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
奈良県大和高田市大中南町２番40―502号
債務者　畑中　啓一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
奈良県橿原市鳥屋町44番２号シャルマンヒルズ103
債務者　吉川　育子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚4184番地１
債務者　加藤　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０４４号
さいたま市北区日進町２丁目762番地２　日進ハウス103、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸408番地７
債務者　内海　睦子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番25―302号
債務者　稲毛惠美子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９３号
埼玉県上尾市中妻１丁目14番地21
債務者　松原　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６２号
埼玉県上尾市今泉１丁目14番地６　第二富永ハイツ101
債務者　高橋　　努
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
埼玉県上尾市今泉１丁目14番地６　第二富永ハイツ101
債務者　高橋　　泉
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８５号
埼玉県川口市東領家４丁目17番13号　メゾン東領家Ｂ棟106号
債務者　青木　光雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２９号
大阪市北区東天満１―10―10サンファースト南森町1103号、住民票上の住所兵庫県神戸市灘区記田町４丁目２番26―802号
債務者　和泉　好弘
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０７号
大阪市旭区大宮５丁目12番21―405号
債務者　岡留あけみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９９号
大阪市西成区花園北１丁目７番14―905号
債務者　清水　徹也
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部